

令和5年 第4回甲良町教育委員会本会議議事録

令和5年11月15日（水）、甲良町公民館において、令和5年 第4回甲良町教育委員会本会議を開催する。

1. 出席委員は、次のとおり

青山教育長、日下和子委員、尾崎隆昭委員、藤真照委員、新家美静委員

2. 委員以外の出席者は、次のとおり

大野教育次長、橋本学校教育課長、中川社会教育課参事

中山教育総務課長補佐、高橋教育総務課主幹

3. 本会議の日程は、次のとおり

日程番号	議案番号	件名
日程第1		令和5年第3回会議録承認の件（日下委員）
日程第2		会議録署名委員の指名（新家委員）
日程第3		教育長報告
日程第4	承認第29号	甲良町次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の制定につき、承認を求めることについて
日程第5	承認第30号	甲良町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第6	承認第31号	甲良町認定こども園の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第7	承認第32号	甲良町立認定こども園等入園児童に要する費用の徴収規則の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて
日程第8	承認第32号	甲良町放課後児童クラブ運營業務委託受注者選定委員会設置要綱の制定につき、承認を求めることについて
日程第9	承認第33号	甲良町公立学校職員服務規程の一部を改正する規則につき、承認を求めることについて

○青山教育長 それでは、予定の時刻となりましたので、ただいまから令和5年第4回教育委員会本会議を始めます。

まず初めに、日程第1 令和5年第3回の会議録承認の件ですが、日下委員さん、お願いします。

○日下委員 正確に記載されていました。

○青山教育長 ありがとうございます。

続きまして、日程第2 会議録署名委員の指名として、新家委員さん、よろしくお願いします。

○新家委員 了解いたしました。

○青山教育長 それでは、日程第3 教育長報告をさせていただきます。

前回の本会議以降、9月からのことについて報告させていただきます。

9月に入りまして、学年閉鎖をしなければならない状況が続きました。上旬にインフルエンザ感染で甲良西こども園の4歳児と5歳児のクラス、中旬から下旬にかけて、甲良西小学校の6年生、この6年生については、学年閉鎖、新型コロナウイルス感染でした。また、インフルエンザの方がはやりまして、甲良東小学校の6年生と甲良中学校の2年生、10月に入りまして、先ほどコロナで学年閉鎖したという甲良西小学校の6年生が、今度はインフルエンザで学年閉鎖ということになりまして、10月下旬には、甲良西小学校2年生を学年閉鎖という形で、ちょっと例年と違って9月にインフルエンザの学級閉鎖、学年閉鎖というふうになってしまいまして、今現在、今週ですけども、甲良東小学校の5年生の学年閉鎖を木曜まで、明日までという形でさせていただきます。

続いて、甲良町教育改革検討委員会を今年度立ち上げています。その協議について報告をさせていただきます。詳しくはまた後で報告させていただくんですけども、これまでに4回の委員会を積み重ねています。今現在、子育て家庭支援事業の仕様書が出来上がりまして、令和6年度、次年度の途中になると思いますが、事業を開始したいというふうに考えて、新年度予算の計上を考えています。何社かの事業所さんに実施可能かどうかを、こちらで考えている仕様書に基づいてお願いをし、問合せを行っていますが、数社が手を挙げていただけたところが出てきたかなというふうに思っています。

今後、来年度予算の中ですので、4月以降、事業所選定に関わる公募となってプロポーザルを行って、5月ぐらいには委託業者を決定して、できたら6月ぐらいからと、今考えています支援の事業を進めていきたいと思っています。

次に、各校・園の行事等について報告させていただきます。

まず、中学校の方ですけれども、9月12日の火曜日に体育大会を開催しました。9月28日の木曜日に予定していました文化祭については、先ほど言いましたとおり、インフルエンザで2年生をちょうど学年閉鎖したという状況で、10月18日に変更して延期しまして実施をしました。

また、中学1年生議員による中学生議会を10月3日火曜日に実施しました。ちょっと甲良の11月号の広報をそこに用意させていただいたんですが、ちょっとめくっていただくと、3ページです、1枚めくっていただいたら、左側の上のページに、中学生議会の様子が写真2枚ほどと、あと文章で書かれています。こういう形で10月3日に、甲良中学校1年生を対象にやらせていきました。また、広報は持って帰って見てください。

それから、11日には、中学3年生が進路を控えまして、将来の進路選択ということで、毎年行っています京都の仏教大学の方へ訪問をしました。大学生から大学生活のこの話を聞いたり、また、仏教大の先生からいろんなことを聞くということをご数年やっておりますけれども、甲良中学校出身の学生、仏教大学の学生が増えてきたということをご、向こうの仏教大学の先生から聞かせていただきまして、別に行かすためにやっているわけじゃないんですけれども、そういう進路を選択する子が増えてきたということはおうれしいことだと思っています。

続いて、小学校の行事ですが、両小学校とも10月14日の午前中だけでしたけれども、運動会を実施しました。暑い日でしたけれども、どの児童もいい顔で競技をしていたと。私も朝だけですけれども、両小に行かせてもらって様子を見させてもらいましたけれども、頑張っていたなと思っています。

こども園の方の運動会ですけれども、運動会と言わずに親子活動というふうにして、東こども園が10月11日に、西こども園が18日に、それぞれ実施をさせていただきました。

あと、社会教育課の方の事業ですけれども、10月29日に、公民館2階の多目的ホールで、作品展示と本町に登録していただいている文化サークルの団体7団体ありますけれども、発表をしていただきました。そのチラシが今、資料で表裏に出させてもらったんですが、午後からの発表だったんですけれども、ここに書いてあります、下之郷詩吟クラブさんとか、五弓サークルさん、甲良踊り友の会とか、裏の方に行きまして、ジーバースさんの歌とか、こういう形で発表をずっとしていただいたというようなことでした。この参加者、観覧していた方は100名を超える方が随時来ていただいて、なかなかいい発表をしてもらったなと私自身も思っています。

また、甲良町の人権教育推進協議会の取組ですけれども、今、各字での対話集会を、今までできていなかった部分があったんですが、本年度は10月か

ら11月にかけて、各字の方で実施をしていただいています。また、甲良町民の集いを12日の日曜日に実施しました。

あと、報告の最後ですけども、今後の行事予定についてお知らせしておきます。

小学校6年生の両小学校の修学旅行ですけども、西小学校が、明日から1泊2日で奈良・大阪方面へ行きます。東小学校の方は、その後2週間後ですけども、11月30日、12月1日の木・金に、京都・奈良・大阪の方へ行く予定になっています。

そしてあと、人推協の進路保障部会の事業ですけども、甲良中学校を会場にして、甲良町の高校生が在籍している高校の先生に来ていただいて、甲良の子どもたちの様子を知っていただくと、また、いろんな支援のことを交流するというような会を持たせていただきますけども、近在高校等人権教育推進連絡会というふうに呼んでいますけども、それを11月24日の午後に実施する予定にはしています。

私の方からは以上で報告を終わります。何か質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 続きまして、日程第4 事務局から説明をお願いします。

○大野教育次長 教育長、ちょっと議案に入る前に、1点、議案書の皆様に訂正の方をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

見出しの33、放課後児童クラブ関係の議案です。議案書1枚めくってもらった改め文の裏面をお願いいたします。

3段目の「付則」という漢字でございます。本来、こざとへんがついた「附則」を甲良町では使用しておりますので、大変申し訳ございません、訂正の方をよろしくをお願いいたします。失礼しました。

○青山教育長 漢字間違い、漢字だけやね。

○大野教育次長 そうです。

○青山教育長 それでは、続いて、日程第4の承認第29号の方からお願いしたいと思います。

○大野教育次長 承認第29号、見出し29をお願いします。

甲良町次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

改め文をお願いします。1枚おめくりください。

甲良町次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則について、こちらは、次世代の育成支援対策推進法の施行令及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行令、2つの規定に基づき、令和5年3月に、甲良町特定事業主行動計画が策定されました。この計画は、職員一人一人のよりよい仕事のバランスを目指し、仕事と生活の調和を推進するため、まずは現状の課題把握と目標に向けた具体的な取組を定めています。

この行動計画の対象となる職員は誰かというところでございます。甲良町教育委員会の職員は、甲良町教育委員会が任命する職員となります。

附則です。この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用をいたします。

以上、よろしくお願ひいたします。

○青山教育長 説明が終わりましたので、何かご意見、ご質問等ありましたらお願ひいたします。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、日程第4の承認第29号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第29号は承認されました。

続きまして、日程第5について、承認第30号について、事務局から説明をお願いします。

○大野教育次長 それでは、見出しの30をお願いします。

承認第30号です。甲良町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

甲良町教育委員会事務局組織規則についての一部改正です。

2条、3条の改正は、令和4年度中にこども園関係を、さきの年度には、給食センターに関する文言は一定の整理をしていますが、一部残っていたものを今回整理いたします。学校給食センター係については、学校教育係の中での業務としております。

また、4条、5条では、地方公務員法の一部改正により、役職の職名を改正いたしました。

附則です。この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。よろしく申し上げます。

○青山教育長 日程第5の承認第3条について説明がありました。何か委員さんの方からご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

これは、以前、名称を変えたときに、ほかのを全部いじってみたけども、残ってしまっていたやつですね。

○大野教育次長 そうです。ちょっと残っていたことがありましたので。

○青山教育長 こども園に名称を変えたときに、ちょっと残っていた分があったということで、こういう話であります。今回、承認をお願いします。

では、承認第30号について、承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

では、全員の挙手をいただきましたので、承認第30号は承認されました。続いて、日程第6 承認第31号についてお願いします。

○大野教育次長 それでは、見出し31をお願いいたします。

承認第31号 甲良町立認定こども園の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立認定こども園の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

1枚おめくりください。

甲良町立認定こども園の設置等に関する条例施行規則の規定について、こども園の設置に関する条例というものがございます。そちらに対応する条項の整理となっております。

5条第1項中第6条を第4条に、第19条3項及び第20条3項中、第1

8条を第17条に改めます。

附則です。この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

以上です。よろしくお願いいたします。

- 青山教育長 承認第31号について、今説明ありましたが、何か委員さんの方からご質問、ご意見がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 青山教育長 それでは、承認第31号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第31号は承認されました。

続きまして、日程第7 承認第32号について、事務局お願いします。

- 大野教育次長 見出し32をお願いします。承認第32号 甲良町立認定こども園等入園児童に要する費用の徴収規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町立認定こども園等入園児童に要する費用の徴収規則の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

次のページをお願いします。

認定こども園の費用の徴収規則の中で、条項の方を整理いたします。第3条中、第20条を第19条に、第21条を第20条に改めます。

附則です。この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

- 青山教育長 事務局の説明が終わりました。承認第32号について、何かご質問、ご意見等ありますか。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 青山教育長 それでは、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

- 青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第32号は承認されました。

続いて、日程第8 承認第33号について、説明をお願いします。

○大野教育次長 それでは、見出しの33をお願いいたします。

承認第33号です。甲良町放課後児童クラブ運営業務委託受注者選定委員会設置要綱の制定につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託受注者選定委員会設置要綱の制定につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

次のページをお願いします。

甲良町放課後児童クラブ運営業務委託受注者選定委員会の設置要綱です。放課後児童クラブですが、令和3年から今年度令和5年度の3年間、シダックスさんに業務を委託しております。

今回この要綱は、令和6年度から8年度の3年間の委託先を決める受注者の選定委員会の設置要綱となっております。今年度中に、当委員会で業務にふさわしい受注者を選定します。

裏面の附則をお願いします。

附則です。この要綱は、公布の日から施行します。

要綱の失効といたしまして、この要綱は、令和6年3月31日限りでその効力を失う時限の方を定めております。

以上です。よろしくをお願いします。

○青山教育長 承認第33号について説明がありましたが、委員さんの方からご質問、ご意見等ありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第33号を承認いただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第33号は承認されました。

続いて、日程第9 承認第34号をお願いします。

○大野教育次長 それでは、見出しの34をお願いいたします。

承認第34号です。甲良町公立学校職員服務規程の一部を改正する規則につき承認を求めることについて。

上記の議案を提出する。

令和5年11月15日。

甲良町教育委員会教育長。

甲良町公立学校職員服務規程の一部を改正する規則につき承認を求めることについて、教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により承認を求めるものです。

次のページをお願いいたします。

甲良町公立学校職員服務規程の一部を改正する規則について、こちらは地方公務員法、地公法の改正によって条項の整理を行うものです。第21条第1項中の第28条の5第1項を、第22条の4第1項に改めます。

附則です。この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用いたします。

以上よろしく申し上げます。

○青山教育長 承認第34号についての説明が終わりました。委員の皆さんから何かご意見、ご質問等ありましたら申し上げます。よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 それでは、承認第34号について、承認をいただける方は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○青山教育長 ありがとうございます。

全員の挙手をいただきましたので、承認第34号は承認されました。

これで教育委員会本会議の議事日程は全て終了ということになりますけども、何か委員の皆さんから、これまでのことについてご意見等ありましたら申し上げます。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

○青山教育長 事務局の方から何かありますか。そうしたら、ないということなので、以上をもちまして、教育委員会本会議は終了させていただきます。ありがとうございました。